

2020年4月22日

エリザベト音楽大学 学生の皆さまへ

エリザベト音楽大学  
学長 川野 祐 二

### 休校（休講）期間における新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスの感染が国内外で拡大しており、全国に「緊急事態宣言」が発令され、広島県にも4月18日から5月6日までの期間、「緊急事態宣言」が発令されました。

本学はこれまでも数回にわたり、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての指示・お知らせを発信していますが、広島県の緊急事態宣言の発令に伴い、改めて以下について要請いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

- 密閉・密集・密接を避け、自宅（自室）もしくは大学にいることを原則として過ごしてください。但し、今後、大学への入校は、原則、寮生、下宿生、自宅での楽器演奏がかなわない学生とします。
- 入校可能時間は寮生、下宿生は、9：00～17：00、自宅での楽器演奏がかなわない学生は、10：00～16：00とします。  
練習室等の使用については、4月23日（木）から5月6日（水）までの間は、レッスン室、練習室は1名での使用とし、2名以上での練習は、教室の使用とします。
- また、入校時及び退校時は学事部窓口前の掲示板前の机で入退校時刻の記載をしてください。
- なお、5月7日（木）から、オンライン授業（講義・実技レッスン等）を予定しています。詳細については、別途、連絡します。
- 原則、他の都道府県への旅行・帰省等については、緊急事態宣言発令終了時まで原則禁止とします。
- やむを得ない理由により他の都道府県に出かける学生は、事前に大学（学事部学生生活）に届を提出し、許可を得てください。授業に出席する5日前までには帰広し、自宅（自室）で自分の体調を観察してください。発熱、咳、だるさなどの症状が出ている場合は、授業への出席を中止してください。
- 休校（休講）期間中、友人とのショッピングや会食、アルバイトを自粛することを強く求めます。一人ひとりの安易な気持ちが、感染拡大につながることを意識してください。
- 当分の間、学内外で開催される演奏会やイベント等の企画および参加を中止してください。
- 広島県に緊急事態宣言が解除された場合の対応については、改めてお知らせいたします。○ 密閉・密集・密接を避け、自宅（自室）もしくは大学にいることを原則として過ごしてください。

以上